

1. 改正の背景

- 昨今、研究活動における不正事案が社会問題として大きく取り上げられる事態となっていることを背景に、文部科学省では、本年8月、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」を設置。今後の対応策について集中的に検討を行い、9月に中間取りまとめを公表。
- 本中間取りまとめを踏まえ、「**研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）**」（平成19年2月 文部科学大臣決定）の改正など、必要な方策を検討し、実施に移していく必要。

2. 改正の概要

「**公的研究費の適正な管理に関する有識者会議**」において検討。

(1) 改正の方向性

- 「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース中間取りまとめ」（平成25年9月26日公表）を踏まえた改正の方向性

① 不正を事前に防止する取組

- コンプライアンス教育の強化（倫理教育）
 - ・ 競争的資金制度における倫理教育の義務づけ
 - ・ 倫理教育に関する国の体制の強化
- 不正事案の公開（不正使用を行った研究者の氏名を含む事案の概要を一覧化して公開）
- 不正を抑止する環境の整備
 - ・ 不正使用に関する機動的な調査の実施
 - ・ ソフトウェア開発などの特殊な役務に関する検収の導入
 - ・ 機関におけるリスクアプローチ監査の導入
 - ・ 取引業者に対する誓約書提出の義務づけ
 - ・ 取引業者が過去の不正取引を自己申告しやすくするための環境の醸成

② 組織の管理責任の明確化

- 組織としての責任体制の確立
 - ・ 倫理教育責任者、研究費の管理・執行責任者の設置
 - ・ 組織における規程の整備・公表
- 不正事案に関する管理責任の追及
 - ・ 不正調査の期限設定（正当な理由なく遅れた場合は研究費執行の一部見合わせ等の措置）
 - ・ 組織に対する措置の発動（間接経費の削減等）

③ 国による監視と支援

- 国の監視機能の強化と充実
 - ・ 規程・体制の整備状況の調査
 - ・ 研究費の管理・監査体制に関するモニタリング強化
- 国による組織の不正防止対策への支援
 - ・ 倫理教育や規程整備等への支援
 - ・ 調査研究の実施
 - ・ 研究コミュニティにおける閉鎖性・内向き指向の打破
 - ・ 組織改革への働きかけ

(2) 改正の検討過程

- 平成25年10月10日： 公的研究費の適正な管理に関する有識者会議①
 - 平成25年10月28日： 公的研究費の適正な管理に関する有識者会議②
 - 平成25年11月15日： 公的研究費の適正な管理に関する有識者会議③
 - 平成25年11月22日： 公的研究費の適正な管理に関する有識者会議④
 - 平成25年11月下旬～： パブリックコメント実施予定
- ※平成26年4月から施行予定